

イギリスの年金改革
— 一層型の年金制度の導入 —

中 川 秀 空

- ① イギリスで、2014 年年金法が成立した。同法は、現行制度を一層型の年金制度に再構築するものであり、1978 年に二階部分の国家報酬比例年金を導入して以来の、イギリスの公的年金制度の枠組みを大きく変える改革である。
- ② 現行の年金制度は、本人の拠出に基づく定額の基礎年金を基本的な給付とし、配偶者等の拠出に基づく派生的な給付を設け、また二階部分として所得比例の国家第二年金、およびその適用除外制度を設けている。さらに、所得が基礎年金のみであるなど、国の定める最低所得保証額に達しない低所得の高齢者には、資力調査に基づく手当である年金クレジットを加算するなど複雑な給付体系となっている。
- ③ このような公的年金制度の複雑性は、多くのイギリス国民が将来の年金給付額を明確に理解できないという状況をもたらしている。このため多くの人たちは、高齢期のためのプランを立てることができず、将来に向けた貯蓄がなされていないと指摘されている。
- ④ このような問題意識の下、イギリス政府は、2011 年と 2013 年に年金制度の根本的な改革を目指すペーパーを公表した。2013 年 5 月には、一層型の年金制度を導入する内容の年金法案が議会に提出され、2014 年 5 月に成立した。
- ⑤ 同法は、現行の二階建て年金を定額の一層型の年金に再構築し、2016 年 4 月以降に受給開始年齢に達する者から新年金制度を適用するものである。新年金制度では、国家第二年金とその適用除外制度や、現行制度を複雑にしている要因の一つである配偶者等の保険料拠出に基づく年金も廃止され、簡素で明解な制度となる。新年金制度の給付水準は、現行の基礎年金よりも高く、年金クレジットの給付水準である最低所得保証額を超えるレベルを予定している。また、同法では、受給開始年齢についても、現行の引上げスケジュールを前倒しするなどの見直しが図られている。
- ⑥ 今回の改革では、主に 2 つの効果が期待されている。その 1 つは、一層型の年金制度の導入により、現行制度の複雑性が改善され、将来の公的年金の給付額が明確化されることである。これにより、多くの国民が将来の公的年金額を正しく認識し、高齢期への準備を促すことができると期待されている。2 つ目の効果は、新年金制度は男女間の年金格差を解消するということである。新年金制度の給付水準は、現行の基礎年金額よりも高い水準、すなわち最低所得保証額を上回る水準に設定される。このことは、育児による離職や低賃金のため二階部分の所得比例の国家第二年金を有しない、あるいはその給付額が低い女性にとって、現行制度よりも有利であることを意味するからである。

イギリスの年金改革

— 一層型の年金制度の導入 —

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 社会労働調査室主任 中川 秀空

目 次

はじめに

I イギリスの年金制度の現状

- 1 年金制度の体系
- 2 国民保険
- 3 基礎年金
- 4 国家付加年金
- 5 年金クレジット

II 年金制度の複雑化と改革案

- 1 イギリスの年金制度の変遷
- 2 年金制度の複雑化による問題
- 3 キャメロン政権による改革案と 2014 年年金法

III 年金制度改革の内容

- 1 一層型の年金制度の導入
- 2 給付水準と受給要件
- 3 新年金制度への移行方法
- 4 貯蓄クレジットの廃止
- 5 年金受給権の個人化
- 6 適用除外制度の終了
- 7 その他の給付の扱い
- 8 受給開始年齢の改革
- 9 新年金制度のコスト

おわりに

はじめに

2014年5月14日、イギリスで2014年年金法(Pensions Act 2014)が成立した。同法は、現行の二階建て年金制度を、定額制の一層型の年金制度(single-tier state pension)に再構築するものであり、1978年に二階部分の国家報酬比例年金を導入して以来の、イギリスの公的年金制度の枠組みを根本的に変える改革である。同法は、制度導入以来の度重なる改革により複雑化した現行の年金制度をより簡明な構造にすることで、国民に将来の公的年金制度の給付額を明示し、それにより高齢期のための自発的な貯蓄を促すことを主な目的とするものである。本稿では、イギリスの年金制度の現状と課題を概観し、今回の改革の内容とその影響について述べる。

I イギリスの年金制度の現状

1 年金制度の体系

(1) 公的年金

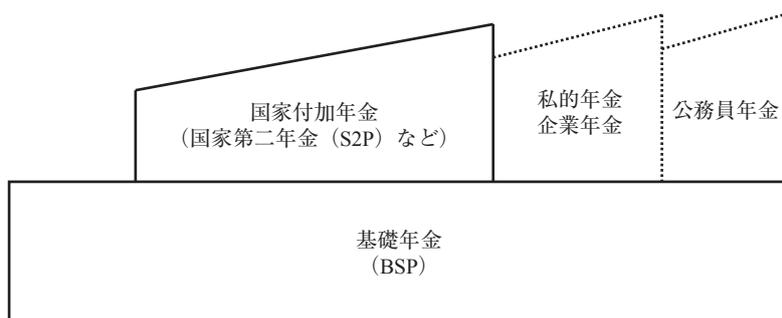
イギリスの現行の年金制度は、基礎年金(Basic

State Pension: BSP)と国家第二年金(State Second Pension: S2P)などの国家付加年金(Additional State Pension)からなる公的年金、および企業年金などの職域年金からなる二階建て制度である(図1)。

基礎年金は、受給開始年齢に達したときから支給される定額の給付である。実際の給付額は、後述する国民保険(National Insurance: NI)への保険料の拠出実績と国民保険クレジット(NI Credits)⁽¹⁾による。受給開始年齢に達する前に、30年間、国民保険の保険料を納付しているか、あるいは国民保険クレジットが適用されていることで、満額の基礎年金を受給できる。満額の基礎年金額は、現在(2014-15年度)、週に113.10ポンド(約19,500円⁽²⁾)である。⁽³⁾

基礎年金には、カテゴリーA、B、C、Dの4種類の給付がある。カテゴリーA年金は自身の国民保険料拠出実績に基づく給付であり、カテゴリーB年金は配偶者やシビルパートナー⁽⁴⁾の拠出実績に基づく給付である。また、十分な国民保険料の拠出がないため基礎年金を受給できない、あるいは低額である80歳以上の高齢者に対して、週に67.80ポンド(約11,700円)の無拠出制のカテゴリーD年金が支給される。な

図1 イギリスの年金制度の概要



(出典) 厚生労働省「英国の年金制度概要」<<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/pdf/shogaikoku-england.pdf>>等を基に筆者作成。

- (1) 失業して求職者手当を受けている場合や、病気、障害の者を介護していて介護者手当を受けている場合など、一定の状況下において、保険料を拠出しなくても拠出したものとして扱われる制度。
- (2) 1ポンド約172円(2014年6月分報告省令レート)で計算。
- (3) GOV.UK, "4. Pensions from the government," *Plan your retirement income*, 27 June 2014. <<https://www.gov.uk/plan-retirement-income/pensions-from-the-government>> 以下、本稿の注におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2014年6月27日である。
- (4) 同性婚(civil partnership)のパートナー。

お、カテゴリC年金は、基礎年金が導入された1948年に既に受給開始年齢に達しており、基礎年金の受給資格のない人たちに支給されていた年金である⁽⁵⁾。

国家付加年金は、基礎年金の二階部分として給付される年金である。これは、拠出した国民保険の保険料総額と国民保険クレジットに基づいて給付額が決まる。2002年までは二階部分は国家報酬比例年金(State Earnings-Related Pension Scheme: SERPS)であったが、2002年から国家第二年金に代わった。国家付加年金には適用除外制度が認められており、一定の基準を満たす私的年金(確定給付型企業年金⁽⁶⁾)に加入している被用者は、国家付加年金への加入を免れることができる。なお、自営業者は国家付加年金に加入できない。

2003年に導入された年金クレジット(Pension Credit)は、低所得の高齢者に最低限の所得を保証するものである。年金クレジットは、保証クレジット(Guarantee Credit)と貯蓄クレジット(Savings Credit)の2つから構成される。保証クレジットは、週当たりの所得が単身で148.35ポンド(約25,500円)、カップルで226.50ポンド(約39,000円)に満たない場合に、不足分を補充するミーンズテスト(資力調査)付きの給付である。一方、貯蓄クレジットは、私的年金のような退職後に向けての貯蓄をしてきた者に対する特別の給付である。

年金の給付に責任を有する担当省は雇用年金省(Department for Work and Pensions)である。一方、

歳入関税庁(Her Majesty's Revenue and Customs)が国民保険の保険料を徴収している。

(2) 私的年金

私的年金には、使用者によって提供される企業年金等の職域年金、あるいは個人年金やステークホルダー年金⁽⁷⁾があり、公的年金に付加することで高齢期の所得を確保するものである。ほとんどの職域年金や個人年金の給付額は、その制度への拠出額、積立金の運用実績、年金を受給開始するときの年齢などによって決まる。

使用者が提供する職域年金の場合、通常、使用者、被用者の両者が掛金を拠出する。また、被用者は、給付額を増やすため、追加の掛金を拠出することも可能である。使用者の提供する年金のタイプにより、年金プロバイダーから定期的給付あるいは一時金またはその両方で支給される。

個人年金やステークホルダー年金は、個人が拠出する私的年金であり、ステークホルダー年金は国によって一定の基準が設定されている⁽⁸⁾。一部の使用者は、企業年金として、これらの年金を提供することもある。給付額は、拠出した掛金の額と投資運用成績次第である。また、職域年金のない自営業者は、個人年金やステークホルダー年金に加入できる。これらの年金への掛金の拠出には、税制上の優遇措置がある。

企業年金など職域年金への加入者数は、ピークであった1967年における1220万人から、2012年には780万人へと減少傾向にある⁽⁹⁾。

(5) Department for Work & Pensions, *The single-tier pension: a simple foundation for saving*, The Stationery Office, January 2013, p.81. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/181229/single-tier-pension.pdf>

(6) 加入した期間や給付水準等に基づいてあらかじめ定められた算定方式により給付額が決定される制度を確定給付型という。一方、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額が決定される制度を確定拠出型という。

(7) ステークホルダー年金は、中所得者層の私的年金加入を促すため、国が民間金融機関と協力しながら開発した新型私的年金である。個人年金の一形式であるが、国によって設定された最低限の基準を満たさなくてはならない。GOV.UK, "4. Stakeholder pensions," *Personal and stakeholder pensions*, 27 June 2014. <<https://www.gov.uk/personal-pensions-your-rights/stakeholder-pensions>>

(8) 「運用手数料は、最初の10年間は積立基金の1.5%を超えてはならず、それ以降は1%を超えてはならない」「随時に掛金支払いを開始・停止でき、追加手数料なしにプロバイダーを変更できる」「独立した被信託人や監査人を有するなど、一定の安全基準を満たさなくてはならない」「ステークホルダー年金への掛金は、月に20ポンドから始めることができる」等の基準が設けられている。 *ibid.*

このため、2008 年年金法で、一定の要件（22 歳から受給開始年齢までの間の一定以上の賃金⁽¹⁰⁾の被用者）に当てはまる被用者を、国が承認した職域年金に使用者が自動的に加入させる制度（職域年金自動加入制度）が制定された。これは、適用対象となる被用者全員がまず職域年金に自動加入し、職域年金に残りたくない者に脱退の自由を認める制度である。被用者は脱退あるいは掛金を停止している場合であっても、3 年に 1 度は再び職域年金に自動加入する仕組みとなっている⁽¹¹⁾。同制度は 2012 年から 2018 年にかけて、大企業から始めて、企業規模に応じて段階的に導入されている。同制度により、職域年金で貯蓄を始める人たち、あるいはより多くの貯蓄をする人たちが 600～900 万人に上るとみられている⁽¹²⁾。また、2018 年に全面実施された場合には、私的年金における貯蓄高は、1 年に約 110 億ポンド（約 1 兆 8900 億円）増加すると見積もられている⁽¹³⁾。

2 国民保険

公的年金を始め、国の各種手当の受給資格を得るためには、国民保険に保険料を納めなくてはならない。国民保険は、年金を中心として、失業、業務上災害等に係る給付を一元的に行う包括的な社会保険制度である。被用者においては週に 153 ポンド（約 26,300 円）を超える賃金、自営業においては年に 5,885 ポンド（約 101 万円）を超える収入がある場合に、国民保険の保険料を払わなくてはならない（表 1）。実際の保険料の額は、どの程度の所得であるか、被用者か自営業者であるかによって異なる。⁽¹⁴⁾

(1) 被用者の保険料

16 歳以上の被用者は賃金の一定率を国民保険の第一種（Class 1）保険料として拠出し、それらは所得税とともに徴収される⁽¹⁵⁾。報酬下限額（Lower Earnings Limit: LEL）である週に 111 ポンド（約 19,100 円）以上の賃金の被用者は、

表 1 国民保険の保険料（2014-15 年度）

被用者	第一種保険料	・週 111 ポンド（約 19,100 円）未満は非適用 ・週 111 ポンド（約 19,100 円）～153 ポンド（約 26,300 円）は保険料なし ・週 153 ポンド（約 26,300 円）を超え、805 ポンド（約 138,500 円）までの 12% ・週 805 ポンド（約 138,500 円）を超える部分の 2%
使用者		・週 153 ポンド（約 26,300 円）を超える部分の 13.8%
自営業者	第二種保険料（定額）	・年 5,885 ポンド（約 101 万円）未満は非適用 ・年 5,885 ポンド（約 101 万円）以上は週 2.75 ポンド（約 470 円）
	第四種保険料	・年 7,956 ポンド（約 137 万円）～41,865 ポンド（約 720 万円）の 9% ・年 41,865 ポンド（約 720 万円）を超える部分の 2%
任意加入	第三種保険料（定額）	・週 13.90 ポンド（約 2,400 円）
国家付加年金の適用除外による減額		・被用者は 1.4% 免除 ・使用者は 3.4% 免除

（出典） HM Revenue & Customs, “National Insurance Contributions.” <<http://www.hmrc.gov.uk/rates/nic.htm>> を基に筆者作成。

(9) Department for Work & Pensions, *The single-tier pension: a simple foundation for saving*, May 2014, p.10. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/311316/pensions-act-ia-annex-a-single-tier-state-pension.pdf>

(10) 2014 年において年 10,000 ポンド（約 172 万円）。

(11) Department for Work & Pensions, *Automatic enrolment into a workplace pension: Key facts*, April 2014, p.10. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/299886/auto-key-facts-enrolment-booklet.pdf>

(12) Department for Work & Pensions, *Pensions Bill 2013: Information Pack for Peers*, November 2013, p.6. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/269318/pensions-bill-2013-information-pack.pdf>

(13) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(9), p.11.

(14) GOV.UK, “1. Overview,” *National Insurance*, 27 June 2014. <<https://www.gov.uk/national-insurance/overview>>

国民保険の被保険者となる。ただし、週に153ポンド（約26,300円）の賃金に達するまでは、国民保険の保険料は徴収されない。すなわち、111ポンドから153ポンドまでの間の賃金の被用者は、基礎年金や他の給付の受給資格を得るが、国民保険料率は0%である。153ポンドを超えると保険料が徴収され、その額は、週当たり153ポンドから805ポンド（約138,500円）の間の賃金の12%、805ポンドを超える賃金の2%である。⁽¹⁶⁾

(2) 自営業者の保険料

自営業者においては、5,885ポンド（約101万円）以上の年収がある場合、週に2.75ポンド（約470円）の定額の第二種（Class 2）保険料を納付しなくてはならない。また、課税所得が一定額を超えるときは、追加の第四種（Class 4）保険料が徴収される。すなわち、7,956ポンド（約137万円）から41,865ポンド（約720万円）までの課税所得の9%、およびそれを超える課税所得の2%である。所得が低い場合（5,885ポンド未満）は適用除外される。第二種保険料は毎月あるいは6か月ごとの口座引き落としか、あるいは歳入関税庁に年に2回、請求書を送ってもらう方式で納付する。第四種保険料は所得税とともに納める。⁽¹⁷⁾

(3) 国民保険クレジット

国民保険クレジットは、病気で就労できない、家族をケアしているなどの事情により国民保険料が納付できない場合に、年金給付額が減額さ

れないよう、その間の保険料を拠出したものとみなし、保険料拠出の空白期間を埋めるものである。国民保険クレジットが適用されるケースは、失業、病気、障害、介護など様々であるが、以下は、その代表的な事例である。すなわち、失業して求職者手当（Jobseeker's Allowance）を受給している、病気や障害による労働不能のため就労支援手当（Employment and Support Allowance）を受給している、病気や障害を有する人を介護しており、介護者としての所得補助（Income Support as a carer）あるいは介護者手当（Carer's Allowance）を受給している、12歳未満の子のための児童給付（Child Benefit）を受給している場合などである⁽¹⁸⁾。

(4) 任意の保険料

満額の基礎年金を受給するには、30年間の保険料拠出、あるいは国民保険クレジットの適用が必要である。この要件を満たさない場合は、その空白期間を埋めるための任意の保険料拠出が可能である。例えば、「週に111ポンド未満の賃金で雇用されており、かつ国民保険クレジットの適用もない」「失業中で、かつ手当も受給していない」「既に受給開始年齢に達している」等の場合は、任意である第三種（Class 3）保険料（週に13.90ポンド（約2,400円））を納付することができる⁽¹⁹⁾。任意の保険料は、6年間遡って納付することができる。例えば、2014-15年度中に2008-09年度の保険料を支払うことができる⁽²⁰⁾。

(15) 使用者も、週に153ポンドを超える賃金の13.8%の保険料を負担する。GOV.UK, "1. Contribution rates," *National Insurance rates and categories*, 27 June 2014. <<https://www.gov.uk/national-insurance-rates-letters/contribution-rates>>

(16) GOV.UK, "3. National Insurance contributions-how much you pay," *National Insurance*, 27 June 2014. <<https://www.gov.uk/national-insurance/national-insurance-contributions-how-much-you-pay>>

(17) *ibid.*

(18) Age UK, *State Pension*, Factsheet 19, April 2014, p.17. <http://www.ageuk.org.uk/Documents/EN-GB/Factsheets/FS19_State_Pension_fcs.pdf?dtrk=true>

(19) GOV.UK, "2. Who can pay voluntary contributions," *Voluntary National Insurance contributions*, 27 June 2014. <<https://www.gov.uk/voluntary-national-insurance-contributions/who-can-pay-voluntary-contributions>>

(20) GOV.UK, "3. Deadlines," *Voluntary National Insurance contributions*, 27 June 2014. <<https://www.gov.uk/voluntary-national-insurance-contributions/deadlines>>

3 基礎年金

一階部分に相当する基礎年金は、国民保険の保険料を拠出した者が受給開始年齢に達すると、国から支給される基礎的な給付である。基礎年金には、本人の保険料拠出に基づくカテゴリーA年金、配偶者等の保険料拠出に基づいて支給されるカテゴリーB年金、無年金・低年金の80歳以上の高齢者に支給される無拠出制のカテゴリーD年金がある。基礎年金は、毎年、賃金上昇率、物価上昇率、あるいは2.5%のいずれか高い数値で改定される⁽²¹⁾。

(1) カテゴリーA年金

受給開始年齢に達した者が、満額年金受給に必要な年数について国民保険の保険料を拠出してきた、あるいは空白期間があっても、国民保険クレジットあるいは家庭責任保護制度 (Home Responsibilities Protection: HRP)⁽²²⁾でカバーされる場合は、満額のカテゴリーA年金を受給できる。

通常は、自身の権利として受給要件を満たす必要がある。しかし、離婚した者、配偶者と死別した者、シビルパートナー関係が死別や解消によって終了した者は、以前の、あるいは死亡

した配偶者やシビルパートナーの拠出実績を用いて、カテゴリーA年金と同等の受給資格を得ることができる。

(i) 受給開始年齢

受給開始年齢は、もともと男性が65歳、女性は60歳であったが、2010年4月以降、女性の受給開始年齢が引き上げられている。2014年4月現在における女性の受給開始年齢は62歳であり、2018年11月には男性と同じく65歳に引き上げられる。その後は男女とも、2018年から2020年にかけて66歳へ、2026年から2028年にかけて67歳へ⁽²³⁾、さらに2044年から2046年にかけて68歳へ引き上げられる予定となっている。⁽²⁴⁾

(ii) 給付額

カテゴリーA年金の満額は、週に113.10ポンド (約19,500円) である (表2)。また、カテゴリーA年金および次に述べるカテゴリーB年金に対し、高齢者加算 (Age addition) として、80歳以上の高齢者に週25ペンス (約43円) が加算される⁽²⁵⁾。基礎年金は4週間ごとに支給され、支給日は、国民保険番号の最後の2桁の数によって月曜日から金曜日に振り分けられて

表2 基礎年金額 (2014-15年度)

基礎年金の種類	週当たりの満額
カテゴリーA年金	113.10ポンド (約19,500円)
カテゴリーB年金 (配偶者・シビルパートナーの保険料拠出に基づく年金)	67.80ポンド (約11,700円)
カテゴリーB年金 (死別した配偶者・シビルパートナーの保険料拠出に基づく年金)	113.10ポンド (約19,500円)
カテゴリーD年金 (80歳以上への無拠出制年金)	67.80ポンド (約11,700円)

(出典) Age UK, *State Pension*, Factsheet 19, April 2014, pp.7-8. <http://www.ageuk.org.uk/Documents/EN-GB/Factsheets/FS_19_State_Pension_fcs.pdf?dtrk=true> を基に筆者作成。

(21) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(5), p.21.

(22) 育児や介護のため就業が不可能な人々に対する基礎年金受給権の保証制度で、1978年から2010年まで実施された。HRPが適用される (児童給付を受けているなど) 各年数は、満額の基礎年金受給に必要な資格年数から減じられた (ただし、満額受給に必要な資格年数を20年未満に減ずることはできない)。2010年には、国民保険クレジットに取って代わられた。Age UK, *op.cit.*(18), pp.20-21.

(23) 後述するように、もともとは2034年から2036年にかけて67歳へ引き上げる予定であったが、2014年年金法によって、引上げスケジュールが前倒しされた。

(24) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(12), p.27.

(25) 高齢者加算が導入された1971年当時の基礎年金満額は週に6ポンドであった。インフレ対策として、これに25ペンスが加算されたが、この額が現在まで維持されている。Department for Work & Pensions, *op.cit.*(5), p.98.

いる。⁽²⁶⁾

以前は、満額のカテゴリーA年金を受給するためには、労働期間（16歳から受給開始年齢まで）の90%の期間の保険料拠出が求められた。すなわち、女性の場合は39年間、男性の場合は44年間の資格年数（qualifying years, 必要な保険料を拠出したか、あるいは国民保険クレジットが適用される年度の数）が必要であった（満額受給資格期間）。また、資格年数が満額受給資格期間の25%未満である場合は、カテゴリーA年金はまったく支給されなかった⁽²⁷⁾。

しかし、2010年4月以降は、男性も女性も30年以上の資格年数を有していれば、満額のカテゴリーA年金を受給可能となった。30年に満たない場合は、少なくとも1年の資格年数を有していれば減額された一部の年金を受給可能であり、各資格年数につき満額の30分の1の額を受給資格を得る⁽²⁸⁾。したがって、30年に満たなくても、「一定所得以上の就労をして国民保険料を納付していた」「12歳未満の子の育児、病気あるいは障害を有する者の介護などの理由で国民保険クレジットが適用されていた」「任意の保険料を払っていた」等の場合は、少なくとも部分的な基礎年金を受給可能である⁽²⁹⁾。

(2) カテゴリーB年金

カテゴリーB年金は、片働き世帯において、保険料を拠出してこなかった配偶者等に対し、一方の配偶者等のカテゴリーA年金に基づいて支給する派生的な年金である。自身の保険料拠出実績に基づく受給資格を有していない、ある

いはあっても週に67.80ポンド（約11,700円、基礎年金満額の約60%）未満の場合は、婚姻関係・シビルパートナー関係にある双方が受給開始年齢に達しているならば、その配偶者・シビルパートナーの保険料拠出実績に基づく年金を、67.80ポンドを限度に受給できる（既婚者年金（Married person's pension））⁽³⁰⁾。また、この年金を受給している場合において、その配偶者・シビルパートナーが死亡したときは、最大で113.10ポンド（満額の基礎年金）まで加算される⁽³¹⁾。

(3) カテゴリーD年金

カテゴリーD年金は、80歳以上の無年金・低年金の高齢者を対象とする週に67.80ポンド（約11,700円）の無拠出制の給付である。基礎年金を受給していない、あるいは受給していても週に67.80ポンド未満である場合、その差額が支給される。カテゴリーD年金を受給するには、原則として60歳からの20年間に10年以上イギリスに居住していることが必要である。⁽³²⁾

(4) 繰延べ受給

基礎年金を繰延べ受給する場合は、給付額が増額される。増額分は年金として、あるいは一時金として受け取れる。増額率は5週間の繰延べにつき1%、1年につき10.4%である。したがって、5年間繰り延べると、給付額は50%以上増額される。繰延べ受給をするには、年金の請求をしなければ良い。請求があるまでは、基礎年金は自動的に繰延べされる。基礎年金の

(26) GOV.UK, *How and when your benefits are paid*, 27 June 2014. <<https://www.gov.uk/how-to-have-your-benefits-paid>>

(27) 1945年4月6日より前に生まれた男性の場合、基礎年金受給資格期間は11年、満額受給資格期間は44年であり、1950年4月6日より前に生まれた女性の場合、基礎年金受給資格期間は10年、満額受給資格期間は39年であった。

(28) Age UK, *op.cit.*(18), p.15.

(29) GOV.UK, "3. Eligibility," *The basic State Pension*, 27 June 2014. <<https://www.gov.uk/state-pension/eligibility>>

(30) 以前は妻のみが受給可能であったが、2010年4月以降、夫あるいはシビルパートナーも、妻あるいはシビルパートナーの保険料拠出実績に基づくカテゴリーB年金を受給できることになった。Age UK, *op.cit.*(18), pp.8-10.

(31) 後述の国家付加年金に関しては、配偶者・シビルパートナーが死亡した場合、遺族である配偶者・シビルパートナーは、国家付加年金の少なくとも50%を相続できることになっている。

(32) GOV.UK, "2. What you'll get," *Over 80 Pension*, 27 June 2014. <<https://www.gov.uk/over-80-pension/what-youll-get>>

受給を繰り延べているときに、所得補助、年金クレジット、求職者手当、介護者手当などを受給する場合は、繰延べによる増額はない。⁽³³⁾

4 国家付加年金

国家付加年金は、国民保険の保険料に基づく年金であり、二階部分として、基礎年金に上乗せして支給される年金である。給付額は、賃金⁽³⁴⁾、国民保険料の納付期間、一定の手当等を受給していたか、後述の国家付加年金の適用除外制度を受けていたかどうか等により異なる。所得比例型であり、基礎年金のような定額の給付ではない⁽³⁵⁾。基礎年金を受給開始すると、自動的に国家付加年金が支給される。別々に請求する必要はなく、基礎年金とともに受給者の口座に払われる。給付額は、通常、物価スライドで調整される。適用除外制度を受けていた場合は、国家付加年金は支給されない。一定期間のみ適用除外制度を受けていた場合は、その分給付額が減じられる。⁽³⁶⁾

(1) 国家報酬比例年金

最初の国家付加年金は、1978年4月にスタートした国家報酬比例年金（SERPS）である。2002年4月からは、国家報酬比例年金は国家第二年金（S2P）に代わった。国家報酬比例年金の下での拠出分は保護され、2003年4月以降に受給開始年齢に達した者は、一部は国家報酬比例年金から、一部は国家第二年金から支給されている。

(2) 国家第二年金

2002年4月以降、国家付加年金は国家第二年金で運営されている。国家第二年金が適用される者は、報酬下限額（LEL, 2014-15年度において年に5,772ポンド（約99万円））以上の賃金の被用者である。賃金が報酬下限額未満の被用者、自営業者、後述の適用除外制度を受けている者には、国家第二年金は適用されない。ただし、報酬下限額未満の者であっても、12歳未満の子を養育して児童給付を受給している者、病気や障害を有する者を週20時間以上看護・介護して国民保険クレジットが適用されている者、病気や障害等による一定の手当を受給している者などは、国家第二年金の保険料クレジットが適用される⁽³⁷⁾。

国家第二年金は、国家報酬比例年金よりも低所得者に有利な方法で算定される。すなわち、給付額の算定にあたっては、報酬下限額以上の賃金があるが、低報酬基準額（Low Earnings Threshold, 2014-15年度において年に15,100ポンド（約260万円））より少ない賃金の被用者は、低報酬基準額である15,100ポンドと同じ賃金があるものとして扱われる。したがって、この所得帯の範囲内にある被用者は定額給付となる。低報酬基準額を超える賃金については所得比例の給付であるが、所得比例の要素を段階的に弱め、将来、国家第二年金は定額給付となることが2007年年金法で決定された。⁽³⁸⁾

(3) 国家付加年金の適用除外制度

一定の基準を満たす確定給付型の企業年金等

⁽³³⁾ GOV.UK, "1. What you may get," *Defer your State Pension*, 27 June 2014. <<https://www.gov.uk/deferring-state-pension>>

⁽³⁴⁾ 国家付加年金は、報酬下限額（LEL）と算定上限額（Upper Accrual Point）の間（2014-15年度において週111ポンドから770ポンドの間）の賃金に適用される。これらの賃金は、受給開始年齢に達するまで、平均賃金の上昇に応じて再評価される。Age UK, *op.cit.*(18), pp.24-25.

⁽³⁵⁾ 1999年より前に受給開始年齢に達した者の国家付加年金の給付水準は、一定レベルまでの賃金の25%であった（1978年から継続して20年間加入していた場合）。しかし、1999年から2009年の間に段階的に下げられ、2009年以降に受給開始年齢に達する者の給付額は賃金の20%へ減額された。 *ibid.*, p.24.

⁽³⁶⁾ GOV.UK, "3. Eligibility," *Additional State Pension*, 27 June 2014. <<https://www.gov.uk/additional-state-pension/eligibility>>

⁽³⁷⁾ *ibid.*

⁽³⁸⁾ Age UK, *op.cit.*(18), pp.24-25.

の職域年金を使用者が提供している場合は、国家付加年金への加入を免れることができる（適用除外制度）⁽³⁹⁾。適用除外の対象となる職域年金の加入者である場合、その制度に加入している期間は、国家付加年金分の保険料が免除される（表1）。すなわち、使用者と被用者は標準より低いレートの国民保険料を納付することになる。適用除外を受けた場合は、国家付加年金を受給できないか、あるいは減額されるが、代わりに職域年金から給付を受けることになる。

この適用除外制度は、イギリスの公的年金制度の特徴である。適用除外を認めた理由は、1978年に国家報酬比例年金が導入されたとき、既に所得比例の職域年金を導入している使用者に国家報酬比例年金の適用除外を認め、国民保険の保険料増加分の負担を免除するためであった。また、既に所得比例の職域年金に加入している被用者に過剰給付することを防ぐための措置でもあった。

1988年から、確定給付型年金以外の私的年金制度にも適用除外制度が拡大され、一定基準を満たす確定拠出型年金、個人年金、ステークホルダー年金等に加入している被用者は、国家付加年金への加入を免れることができた。しかし、これは、職域年金自動加入制度の導入に先立って、公的年金と私的年金の関係を整理する目的で2012年4月に廃止された。現在では確定拠出型年金等の適用除外は認められず、確定給付型年金による適用除外のみが認められている。確定拠出型年金等による適用除外を受けていた者は、自動的に国家第二年金に戻されたが、確定拠出型年金等への拠出分は、その制度から適用除外期間の国家付加年金の代わりとして支給される⁽⁴⁰⁾。

5 年金クレジット

年金クレジットは、十分な所得のない年金生活者に、一定水準の所得を保証する目的で、2003年に導入された制度である。年金クレジットは、国民保険料を拠出していたかどうかに関係なく受給できる無拠出制のミーンズテストのある給付である。

年金クレジットには、所得が国の定める最低所得保証額（guaranteed minimum amount）に満たない高齢者にその差額を支給する保証クレジットと、保証クレジットの導入により、高齢期に備えて私的年金等に加入しなくなるおそれを防ぐため、私的年金等に加入して高齢期への貯蓄をする高齢者に対して付加的に支給する貯蓄クレジットの2種類からなる。年金クレジットの導入により、イギリスでは高齢者の貧困率が低下した⁽⁴¹⁾。

(1) 保証クレジット

保証クレジットは、単身者には週148.35ポンド（約25,500円）まで、カップルには週226.50ポンド（約39,000円）まで支給される（表3）。保証クレジットを受給するには、イギリスに居住していること、本人あるいは配偶者・シビルパートナーが保証クレジットの受給資格年齢に達していることが必要である⁽⁴²⁾。保証クレジットの受給資格年齢は、女性の受給開始年齢と連動して段階的に引き上げられている。すなわち、2014年4月において62歳、2018年11月に65歳になり、2020年10月には66歳に引き上げられる⁽⁴³⁾。

保証クレジットの申請時には、所得・資産調査が行われる。所得には、公的年金、私的年金、就労所得（週当たり最初の5ポンドを除く）、介護

⁽³⁹⁾ 2011年において、約530万人の公共部門の被用者と約160万人の民間部門の被用者が適用除外の確定給付型職域年金制度の加入者であった。Department for Work & Pensions, *op.cit.*(5), p.37.

⁽⁴⁰⁾ Age UK, *op.cit.*(18), p.27.

⁽⁴¹⁾ 藤森克彦「イギリスの年金制度」『年金と経済』vol.33 no.1, 2014.4, p.176.

⁽⁴²⁾ GOV.UK, “3. Eligibility,” *Pension Credit*, 27 June 2014. <<https://www.gov.uk/pension-credit/eligibility>>

⁽⁴³⁾ Department for Work & Pensions, *Pension Credit: Do I qualify and how much could I get?* April 2014, p.4. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/297670/DWP027.pdf>

表3 年金クレジットの最大額（週当たり 2014-15年度）

保証クレジット（標準額）	単身者	148.35 ポンド（約 25,500 円）
	カップル	226.50 ポンド（約 39,000 円）
保証クレジット（加算額）	重度障害	61.10 ポンド（約 10,500 円）
	介護者	34.20 ポンド（約 5,900 円）
貯蓄クレジット	単身者	16.80 ポンド（約 2,900 円）
	カップル	20.70 ポンド（約 3,600 円）

（出典） Department for Work & Pensions, "Pension Credit, Do I qualify and how much could I get?" April 2014, pp.14-16. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/297670/DWP027.pdf> 等を基に筆者作成。

者手当のような社会手当が含まれる。ただし、付添手当（Attendance Allowance）、障害者生活手当（Disability Living Allowance）⁽⁴⁴⁾など所得とみなされない手当もある。資産には、預貯金、株式、債券、居住用以外の不動産が含まれる。これらの資産が10,000ポンド（約172万円）を超える場合は、その超過分500ポンド（約86,000円）ごとに1ポンドが週当たりの所得として認定される。こうして得られた週当たり所得の合計額が、最低所得保証額より低い場合は、その差額が保証クレジットとして支給される。なお、重度の障害を有する場合は61.10ポンド（約10,500円）が、また介護者には34.20ポンド（約5,900円）が加算される⁽⁴⁵⁾。

（2）貯蓄クレジット

一方、貯蓄クレジットは、私的年金に加入するなど高齢期に備えて貯蓄してきた人たちに対

する加算措置で、65歳以上の高齢者に支給される。貯蓄クレジットは、収入が高まるのに応じて一定限度額まで給付額が増加し、一定限度額を超えると給付額が逡減していく仕組みになっている⁽⁴⁶⁾。その給付額は、上限が単身者で週に16.80ポンド（約2,900円）、カップルが20.70ポンド（約3,600円）である（表3）。

II 年金制度の複雑化と改革案

1 イギリスの年金制度の変遷

1942年のベヴァリッジ報告（the Beveridge Report）⁽⁴⁷⁾は、簡素な定額の基礎的所得保障を提供することを中心としていた。1948年に導入された年金制度は、このようなベヴァリッジ報告の考えに基づき、絶対的貧困を防ぐことを目的とする定額の給付であり、それ以上の生活水準を求める人たちには、個人の自発的な貯蓄を

(44) 付添手当は65歳以上の高齢の障害者に対する手当。障害者生活手当は介護または移動介助が必要な障害児・者のための手当。

(45) Age UK, *Pension Credit*, Factsheet 48, April 2014, p.4. <http://www.ageuk.org.uk/Documents/EN-GB/Factsheets/FS48_Pension_Credit_fcs.pdf?dtrk=true>

(46) 貯蓄クレジットの算定方法は複雑である。まず、貯蓄クレジットのための週当たり所得（保証クレジットにおける週当たり所得から求職者手当などの一定のタイプの所得を除外したもの）を算出する。この週当たり所得が一定の開始ポイント（単身者120.35ポンド、カップル192.00ポンド）を下回る場合は、貯蓄クレジットは支給されない。上回る場合は、開始ポイントの額と週当たり所得の差額の60%と貯蓄クレジットの最大額（単身者16.80ポンド、カップルで20.70ポンド）を比較し、最大額を超えない限り、差額の60%が貯蓄クレジットの額となる。差額の60%が最大額を超える場合は、保証クレジット用に算出した所得と最低所得保証額の差額の40%を貯蓄クレジットの最大額から控除した額が支給される。*ibid.*, pp.26-28.

(47) ベヴァリッジ報告は、ウィリアム・ベヴァリッジ（William Beveridge）を委員長とする委員会が1942年11月に出した報告書であり、戦後のイギリスにおける社会保障制度の整備に寄与した。正式名は「社会保険および関連サービス」（Social Insurance and Allied Services）である。

促すものであった。しかし、このような簡素な定額給付の性格も、その後の所得比例型年金の導入やミーンズテストを伴う手当の導入により変容し複雑化した。⁽⁴⁸⁾

最初の変革は、1961年の段階制退職給付(Graduated Retirement Benefit)の導入である。この制度により所得比例の国民保険料が徴収され、付加年金が支給された。しかし、スライド制がなく給付額が固定されていたため、その実質価値は時とともに低下し、同制度は1975年に廃止された。

年金制度が創設された1948年に既に受給開始年齢に達しており、そのため戦後の制度において受給資格を得ることができない高齢者のためのカテゴリーC年金が1970年に導入された。また翌年には、80歳以上の高齢者(戦後の制度の枠組みの下では受給資格を得る機会が限定されていた人たちに基礎年金の約60%の年金を支給するカテゴリーD年金が導入された。加えて、当時の高インフレ率に対応するため、80歳以上の受給者のために週25ペンスの高齢者加算が導入され、それが今日まで続いている。

1978年には、段階制退職給付に代わり、基礎年金の二階部分として、国家報酬比例年金が導入された。一方、一定の基準を満たす確定給付型職域年金の加入者は、国家報酬比例年金の適用除外が可能とされた。また、同年に、家庭責任保護制度が導入され、育児あるいは介護をしている者に対し、基礎年金の満額受給資格期間を軽減することとなった。しかし、国家付加年金に対する優遇措置がないなど、育児や介護による離職者に対する部分的な保護にとどまったため、家庭責任保護制度は2010年に国民保険クレジットに取って代わられた。

1980年代には、公的年金の持続可能性を強化するため、基礎年金の賃金スライドの廃止、

国家報酬比例年金の給付率の削減等の改革が行われた。賃金スライド制の廃止は、基礎年金の実質価値を下げることになり、高齢者の所得におけるミーンズテスト付きの給付の役割が増大する結果となった。

2002年には、国家報酬比例年金は国家第二年金に代わった。国家報酬比例年金は所得比例で、低賃金者や育児・介護のため就労できない人たちにとっての価値は低かった。この点、国家第二年金は低賃金者に有利となるよう設計されており、また、育児・介護のため付加年金から除外されてきた人たちに適用されるよう、国家第二年金のための保険料クレジットが導入された。

2003年には、高齢者の所得保障のための年金クレジットが導入された。これは、所得・資産を勘案しながら年金受給者の所得を最低所得保障の水準まで高め、高齢者の基礎的ニーズを満たすことにより、高齢者の貧困問題に取り組む政策である。しかし、同時に、年金制度にミーンズテストを大幅に導入するものであり、特に貯蓄クレジットは年金制度におけるミーンズテストをより複雑なものにする結果となった。

2002年に、政府諮問機関である独立年金委員会(the Independent Pensions Commission)が設置され、2005年に2回目の報告書⁽⁴⁹⁾を出した。同報告書は、その後、2007年と2008年の年金法として実現された。すなわち、「基礎年金に賃金スライドを再導入し、その価値を高めること」「満額受給資格期間を30年に減じること」「国家第二年金の所得比例部分を段階的に廃止し、2030年代後半までに簡明な定額年金とすること」「職域年金への自動加入制度を導入すること」「確定拠出型年金制度を適用除外制度の対象外とすること」等である⁽⁵⁰⁾。

表4はこれまでのイギリスの年金制度の変遷をまとめたものである。

(48) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(5), p.81.

(49) The Pensions Commission, *A New Pension Settlement for the Twenty-First Century*, The Stationery Office. <<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.dwp.gov.uk/publications/dwp/2005/pensionscommreport/main-report.pdf>>

(50) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(5), p.83.

表4 イギリスの年金制度の沿革

1942年	ベヴァリッジ報告（普遍的社会保障制度のプランを描く）
1948年	基礎年金を含む普遍的な国民保険制度の導入
1950～60年代	確定給付型の職域年金の発達
1961年	段階制退職給付の導入（1975年まで）
1970、71年	新しい種類の国家年金を導入（カテゴリーC、D年金と高齢者加算の導入）
1975年	基礎年金の再構築。定額のスタンプに代えて、所得比例の国民保険料を導入
1978年	国家報酬比例年金（SERPS）の導入、家庭責任保護制度の導入
1990年代以降	職域年金の確定拠出型への移行トレンド
2002年	国家報酬比例年金に代えて、国家第二年金（S2P）の導入
2003年	年金クレジットの導入
2004、05年	年金委員会の報告書
2009～30年	国家第二年金が定額制に向けてスタート
2010年	基礎年金の満額受給資格期間を30年に短縮
2011年	基礎年金に賃金スライドを再導入
2012年	職域年金への自動加入制度の開始
2014年	2014年年金法の成立
2016年	一層型の年金制度の導入

（出典） Department for Work & Pensions, *The single-tier pension: a simple foundation for saving*, The Stationery Office, January 2013, p.80. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/181229/single-tier-pension.pdf> 等を基に筆者作成。

2 年金制度の複雑化による問題

このように、ベヴァリッジ報告による簡素な定額の基礎的所得保障を提供する公的年金制度は、その後の度重なる改革による変遷を経て、今日では非常に複雑な制度へ変化し、その複雑性に由来するいくつかの問題点が指摘されてきた。

(1) 給付額の不明確性

公的年金制度の複雑性は、多くのイギリス国民が将来の年金給付額を明確に理解できないという状況をもたらしている。このため、高齢期に向けた計画と貯蓄が困難になっている。雇用年金省による年金制度に関する意識調査では、回答者の63%が「年金制度は複雑すぎて、今後どうするべきか理解できない」と答えていた⁽⁵¹⁾。「退職後に備えていかに貯蓄するべきか理解している」と答えた人は21%に過ぎなかった。今日の年金の給付額合計は、基礎年金、国家付加年金、各種手当、私的年金、年金クレジットの複雑な集合体となっており（図2）、退職後の給付額を把握するのが難しい仕組みとなっている。2007年には、国家第二年金の所得比例

部分の段階的廃止による簡素化の対策を導入したが、これが実現するのはまだ先の話である。

(2) 高齢期への準備不足

基礎年金は、毎年、物価上昇率、賃金上昇率、あるいは2.5%のどれか高い数値で改定されることになっているが、2.5%の改定が初めて適用されたのは2013年4月であった。結果として、基礎年金の水準は平均賃金の約18%程度とみられ、これは1992年以来最も高い水準となっている⁽⁵²⁾。また、1998-99年度から2010-11年度の間における高齢者世代と現役世代の所得の変化をみると、年金受給世帯のネットの平均所得は33%増加しているのに対して、同期間における現役世代の平均賃金の伸びは11%であった⁽⁵³⁾。年金クレジットの導入などもあって、貧困状態にある高齢者の割合は少なくなっている。

一方、現役世代の状況をみると、企業年金など職域年金に貯蓄している者の数は、ピークであった1967年における1220万人から、2012年には780万人へと減少している⁽⁵⁴⁾。特に民間部門では確定給付型年金制度の減少が大き

(51) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(12), p.24.

(52) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(5), p.21.

(53) *ibid.*, p.22.

く、1967年の810万人から、2011年には190万人に減少し、被用者にとってリスクが高い確定拠出型年金制度へのシフトが激しい⁽⁵⁵⁾。また、個人貯蓄口座 (Individual Savings Accounts: ISAs)⁽⁵⁶⁾に貯蓄している人たちは2012-13年度において1460万人であったが、退職が近い層(45~64歳)の半分以上は、貯蓄額が9,000ポンド(約155万円)未満である。この額では退職後の支出をカバーするにはほど遠い。45~65歳の3分の1が私的年金の貯蓄がないとみられ、政府は、約1300万人の現役世代の人たちが、退職後の生活に十分な所得を得られないと推測している⁽⁵⁷⁾。

(3) ミーンズテストによる複雑化

2003年の保証クレジットと貯蓄クレジットの創設により、年金制度にミーンズテストが導入された。保証クレジットは、最低所得保証額に満たない所得の高齢者にミーンズテストを実施して給付する。貯蓄クレジットは、貯蓄や私的年金のような高齢期に備えた貯蓄へのインセンティブであるが、その複雑なミーンズテストのために困惑する高齢者を増大させる結果となっているといわれている⁽⁵⁸⁾。年金受給者の約40%が年金クレジットの受給適格者であるが、現状では、これらの人たちの約3分の1が年金クレジットを請求していない。請求されていない額を平均すると週に34ポンド(約5,800円)である。年金クレジットとミーンズテストの複雑性や各種の給付の存在により、多くの人たちが、高齢期に国からいくら支給されるか理解できず、私的年金等でいくら用意するべきか決定できないと心配されている⁽⁵⁹⁾。

(4) 年金制度における不平等性

1978年の家庭責任保護制度の導入まで、育児で離職する女性の年金権の保護は、夫の保険料拠出を通して以外に存在しなかった。また、家庭責任保護制度は導入時以降の育児期間に適用され、それ以前に遡及して適用されるものではなかった。このため、既に子どもたちが大きくなっていった当時の40~50代の女性には利益がなく、30代の女性には利益が限られていた。家庭責任保護制度で育児期間のすべてをカバーされる世代は、1950年代後半以降に生まれた人たちであり、まだ受給開始年齢に達していない世代である。加えて、通常、女性は男性より賃金が低いため、所得比例の国家付加年金の給付額も低い。2002年に国家第二年金が導入されたとき、低賃金者や育児・介護者に有利となるよう設計されたが、現状では、男女の年金格差がなくなるのは2050年代までかかるとみられている⁽⁶⁰⁾。

3 キャメロン政権による改革案と2014年年金法

(1) キャメロン政権による改革案の提示

このような問題意識の下、2011年4月に、イギリス政府は、2つの選択肢からなる公的年金改革に関するペーパー⁽⁶¹⁾を公表した。選択肢の1つは、所得比例部分を段階的に廃止し定額年金に移行することになっている国家第二年金の改革のペースを速め、基礎年金と国家第二年金の2つの定額給付の年金制度にするというものである。2つ目の選択肢は、より大胆な改革案であり、基礎年金と国家第二年金を統合し、

(54) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(9), p.10.

(55) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(5), p.22.

(56) 個人貯蓄口座 (ISAs) は、税優遇措置の下に、貯蓄、株式への投資を認める制度である。

(57) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(9), p.10.

(58) *ibid.*

(59) *ibid.*

(60) *ibid.*, p.25.

(61) Department for Work & Pensions, *A state pension for the 21st century*, The Stationery Office, April 2011. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/220415/state-pension-21st-century.pdf>

最低所得保証額の水準より上の給付水準に設定した定額の一層型の年金制度の導入である。提案に回答した団体のうち4分の3は、一層型の年金制度の導入を支持した。さらに、2013年1月には、一層型の年金制度の導入を目指すペーパー⁽⁶²⁾を公表し、国家第二年金および適用除外制度を廃止し、若年期から高齢期のための貯蓄がどのくらい必要なかが分かるような、簡明な年金制度を導入するとした。

(2) 2014年年金法の成立

2013年5月に、一層型の年金の導入を実施する内容の年金法案が議会に提出され、2014年5月14日に同法案は成立した。この2014年年金法では、現在の二階建て年金（基礎年金と国家付加年金）を一層型の年金に再構築し、2016年4月以降に受給開始年齢に達する者から新年金制度を適用するとしている⁽⁶³⁾。新年金制度の給付額は規則（regulation）で定められるが、その水準は、満額で年金クレジットの最低所得保証額を超えるレベルを予定している。満額を受給するには、35年の資格年数あるいはクレジット年数が必要である。35年に満たない場合は、最低限の受給資格期間を満たしていれば、その比率で減額された年金が支給される。また、2007年年金法による66歳から67歳への受給開始年齢の引上げスケジュールを8

年前倒しし、2026年から2028年の間に引き上げることとしている。同法では、このほかにも、遺族給付⁽⁶⁴⁾および私的年金⁽⁶⁵⁾についても改正を行っているが、ここでは、一層型の年金制度と受給開始年齢を中心に述べる。

III 年金制度改革の内容

1 一層型の年金制度の導入

現行制度は、本人の拠出に基づく基礎年金をベースとして、配偶者等の拠出に基づく派生的な権利としての給付を設け、また二階部分に付加年金として国家第二年金とその適用除外制度を設け、さらに年金等の所得が最低所得保証額に達しない高齢者にはミーンズテストによる保証クレジットを、また私的年金等の貯蓄をしてきた高齢者には貯蓄クレジットを支給するなど複雑な給付体系となっている。2014年年金法は、国家第二年金と適用除外制度、およびカテゴリーD年金や高齢者加算などを廃止し、現行の年金制度を、最低所得保証額よりも上の水準に設定した定額の給付を行う一層型の年金制度に根本的に再構築するものであり、2016年4月6日から導入される（図2）。年金クレジットのうち貯蓄クレジットも、新年金制度の導入後に受給開始年齢に達する者には適用されない。また、現行制度を複雑にしている要素の一つで

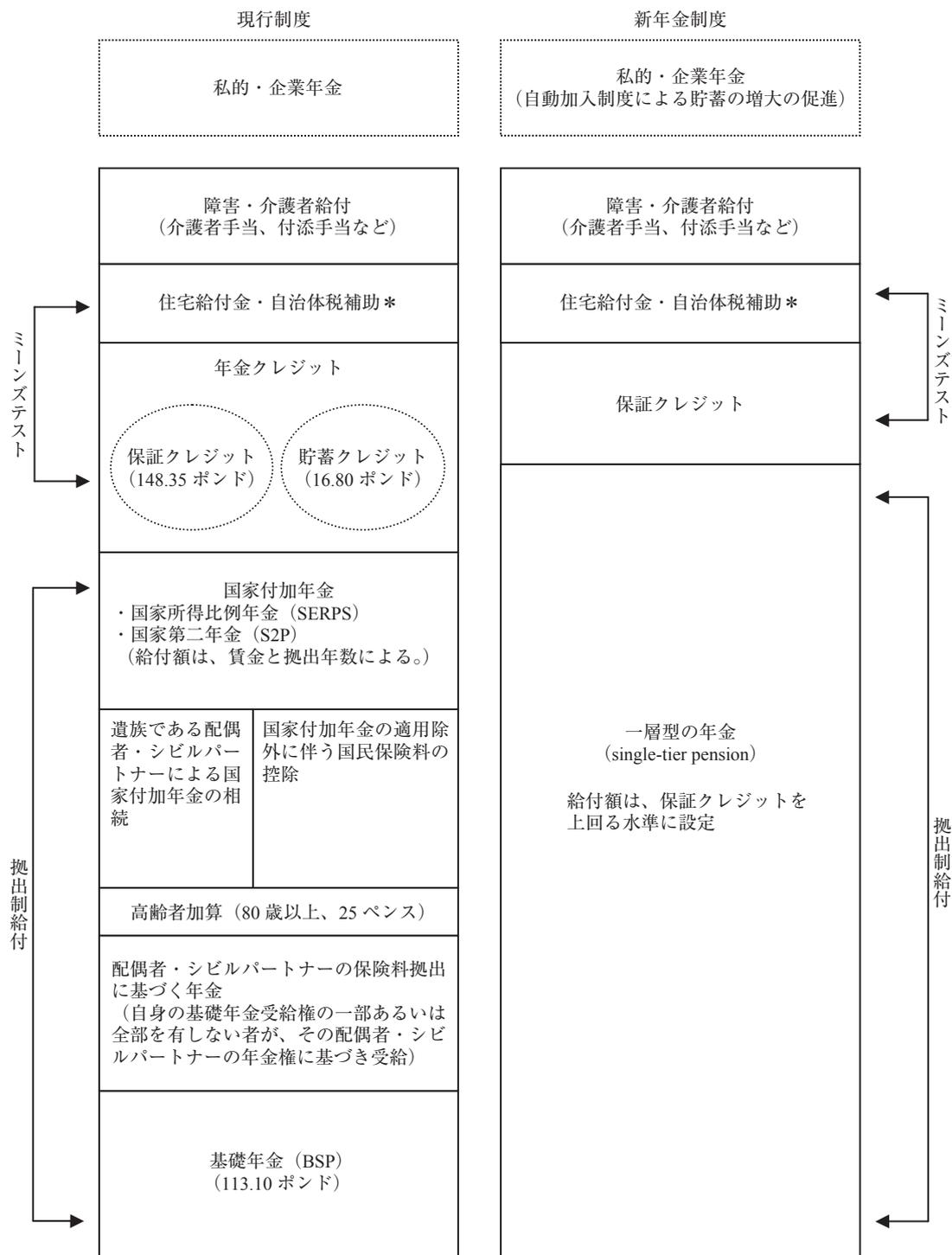
(62) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(5)

(63) House of Lords, *Pensions Bill (HL Bill 55 of 2013-14)*, Lords Library Note 2013/037, 26 November 2013, pp.1-3. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/LLN-2013-037.pdf>>

(64) 国民保険による現行の遺族給付は、その配偶者・シビルパートナーの死亡時に支給される一時金（Bereavement Payment）、その配偶者・シビルパートナーの死亡後52週間支給される手当（Bereavement Allowance）、および児童給付を受給している子を有する寡婦・寡夫に対する手当（Widowed Parent's Allowance）の3種類がある。しかし、遺族給付の受給要件および支給額の算定方法は複雑であり、配偶者・シビルパートナーが死亡した際に、その給付額に関して多くの人たちを混乱させている。このため、2014年年金法では、受給要件と算定方法を簡素化し、一時金と12か月の分割払いで支給する遺族補助給付（Bereavement Support Payment）に代えることにしている。Department for Work & Pensions, *op.cit.*(12), pp.35-39.

(65) 2014年年金法では、私的年金についてもいくつかの改正を行っている。その一つは、職域年金の貯蓄の自動移行制度の導入である。これは、転職する場合に、前の職場における職域年金の貯蓄を転職後の職域年金に自動的に移す措置である。これにより、頻繁な転職によって生ずる小規模の休眠の年金資金の蔓延を防ぐことを目的としている。また、2008年年金法による職域年金自動加入制度についても、自動加入を猶予することに合理的な理由がある場合は、使用者による自動加入の義務（3年ごとに実施しなければならない）の例外を設けるなど、その実施に当たって出てきた問題に対処するための技術的な改正を行っている。*ibid.*, pp.40-50.

図2 高齢者の所得保障の新旧比較



* 住宅給付金 (Housing Benefit) は、低所得者のための家賃補助。

* 自治体税補助 (Council Tax Support) は、家屋にかかる自治体税の減税措置。

(出典) Department for Work & Pensions, *The single-tier pension: a simple foundation for saving*, The Stationery Office, January 2013, p.30. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/181229/single-tier-pension.pdf>; Department for Work & Pensions, *Pensions Bill 2013: Information Pack for Peers*, November 2013, p.7. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/269318/pensions-bill-2013-information-pack.pdf> 等を基に筆者作成。

ある配偶者やシビルパートナーの保険料拠出実績により派生する年金も廃止される。様々な経過措置を置くものの、一層型の年金は簡素で明解な制度となる。これにより、多くの人たちが、将来の給付額を明確に知ることができ、高齢期への備えがいくら必要なのかを認識できると期待されている。

2 給付水準と受給要件

一層型の年金制度における満額の給付水準は、保証クレジットの最低所得保証の基本額、すなわち2014-15年度においては週に148.35ポンド（約25,500円）のレベルを上回る水準に設定される予定である。実際の額は、政府が実施直前の財政状況を考慮しながら、規則で決定することになっている⁽⁶⁶⁾。そして、その額が、将来の退職後の準備のための目安となる額である。また、政府は、3つの指標、すなわち賃金上昇率、物価上昇率、あるいは2.5%のどれか高い数値で給付額を改定することを表明している⁽⁶⁷⁾。

新年金制度を受給するためには、最低限の資格年数が必要である。この最低限の受給資格期間は規則で定められるが、7年から10年の間が予定されている⁽⁶⁸⁾。2014年年金法では10年の上限が設定されている⁽⁶⁹⁾。最低限の受給資格期間の設定は、国への経済的、社会的貢献を一定以上した者に公的年金を支給するという意味合いを有する。最低限の受給資格期間を満たす限り、新年金制度の実施後に受給開始年齢に達した者は、新年金制度の受給資格を得る。具

体的には、1953年4月6日以後に生まれた女性、および1951年4月6日以後に生まれた男性である⁽⁷⁰⁾。

新年金制度の満額受給資格期間は35年である⁽⁷¹⁾。最低限の受給資格期間を満たすものの、35年の満額受給資格期間を満たさない場合は、満額の35分の1に資格年数を掛けた額の給付を受ける⁽⁷²⁾。仮に、2016年4月の新年金制度の満額を週155ポンド（約26,700円）とする⁽⁷³⁾と、新年金制度実施後から保険料拠出を始めた者は、1年の拠出につき週4.43ポンド（約760円）増えることになる。

現行制度では、満額の基礎年金を受給するためには、30年間の保険料拠出（クレジット期間を含む）が必要である。新年金制度における満額受給資格期間の35年への拡大は、拠出制の原理の維持や新年金制度の財政の維持等を勘案して決定したものであり、また、人生における労働期間の長期化を反映したのもでもある。

3 新年金制度への移行方法

現役世代の多くの人たちは、新年金制度の実施前に、現行制度下において国民保険料を拠出している。このため、新年金制度実施前の国民保険への拠出実績を、現行制度による算定方法あるいは新年金制度による算定方法で算出した仮給付額を、新年金制度の開始時におけるスタート額（基礎額）として移し替えることとしている⁽⁷⁴⁾。すなわち、2016年4月前の国民保険料の拠出記録は、「現行制度によるルール」あるいは「新年金制度によるルール」（実施前の

⁽⁶⁶⁾ *ibid.*, pp.9-10.

⁽⁶⁷⁾ *ibid.*

⁽⁶⁸⁾ Department for Work & Pensions, *op.cit.*(5), pp.28-29.

⁽⁶⁹⁾ Pensions Act 2014 (c.19), s.2(3).

⁽⁷⁰⁾ Department for Work & Pensions, *op.cit.*(12), pp.8-9.

⁽⁷¹⁾ Pensions Act 2014 (c.19), s.2(1).

⁽⁷²⁾ Pensions Act 2014 (c.19), s.3(2).

⁽⁷³⁾ Teresa Hunter, "Are the new pension rules good or bad news for you?" *Sunday Times*, June 1, 2014. <<http://www.thesundaytimes.co.uk/sto/business/money/pensions/article1415893.ece>>

⁽⁷⁴⁾ Department for Work & Pensions, *op.cit.*(12), pp.10-11.

「 $(\text{拠出年数} \div 35) \times \text{新年金制度の満額}$ 」の2つの方法で計算され、額の高いほうが新年金制度発足時の基礎額となる⁽⁷⁵⁾。

(1) 基礎額が新年金制度の満額よりも既に高い場合

これは、現役時代の大半を就労してきた比較的高齢の就労者で、これまでの保険料拠出年数が多く、国家付加年金の適用除外が少なかった人たちに多いケースである。この場合、新年金制度の満額と、それを超える部分の両方を受給する。このケースでは、さらなる拠出をしても、これ以上加算されない⁽⁷⁶⁾。

(2) 基礎額が新年金制度の満額よりも低い場合

これは、若年者で就労年数や国民保険クレジットが少なく、まだ満額受給資格期間に足りない人たち、あるいは高齢の就労者ではあるが、国家付加年金の適用除外を長い期間受けていた人たちに多いケースである。この場合、新年金制度実施後から受給開始年齢まで、1年の保険料拠出につき満額の35分の1のレートで、満額に達するまで積み上げることになる。

(3) 基礎額が新年金制度の満額と同じ場合

これは、既に35年間の資格期間を有し、国家付加年金に加入していなかった人たちに起こりうるケースである。高齢の就労者で、現役時代の多くを低賃金や自営業者として働き、あるいは、国民保険クレジットが長い期間適用されてきた人たちに多い。この場合は、受給開始年齢に達したときに満額を受給する。

(4) 新年金制度実施前に、保険料拠出がない場合

新年金制度実施時に学生等で保険料拠出実績

がない場合は、今後、所得を得ることで国民保険料が徴収されると、拠出1年につき満額の35分の1を積み上げ、受給開始年齢に達したら満額を受給する。

以上のような手法は、新年金制度への移行プロセスが速い。2030年代半ばまでに、受給開始年齢に達した人たちの約80%が、新年金制度の満額年金を受給するとみられている⁽⁷⁷⁾。

4 貯蓄クレジットの廃止

新年金制度では、年金クレジットのうち保証クレジットのみが残され、貯蓄クレジットは新年金制度の実施後に受給開始年齢に達する者には支給されない⁽⁷⁸⁾。保証クレジットは、基礎年金額を超えて最低所得保証額まで加算することで、基本的なセーフティネットを提供するものである。しかし、基礎年金に加えて、高齢期に向けての準備として私的年金に加入することで所得が増加すると、その分だけ保証クレジットの給付額が減少する。この理由により私的年金に加入しなくなるおそれを防ぐため、私的年金加入の促進策として導入された対策が貯蓄クレジットである。つまり、高齢期に向けて、基礎年金より多い準備をする人たちへの報酬である。しかし、新年金制度においては、その満額給付水準は、保証クレジットの最低所得保証額よりも高く設定されるため、貯蓄クレジットの意義はもはや存在しない。

5 年金受給権の個人化

現行制度では、配偶者やシビルパートナーの保険料拠出実績に基づいて、基礎年金を受給する、あるいは増額することが可能である。これには、以下の3つの方法がある⁽⁷⁹⁾。すなわち、①夫婦あるいはシビルパートナーの両当事者が受給開始年齢に達し、かつ両者が生存している

(75) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(5), p.44.

(76) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(12), p.11.

(77) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(5), p.44.

(78) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(12), pp.21-22.

場合は、一方の保険料拠出実績に基づき、最大で週に 67.80 ポンド（約 11,700 円、満額の基礎年金の約 60%）を受給できる（カテゴリーB 年金）、②同年金を受給している場合において、その配偶者・シビルパートナーが死亡したときは、最大で 113.10 ポンド（約 19,500 円、満額の基礎年金）まで加算される、③離婚等により婚姻関係・シビルパートナー関係が終了した場合、前の配偶者・シビルパートナーの離婚・パートナー関係終了時までの保険料拠出実績を用いて、基礎年金の受給権を得ることができる。また、国家付加年金に関しては、遺族である配偶者・シビルパートナーは、死亡した配偶者・シビルパートナーの国家付加年金の少なくとも 50% を相続できることになっている。

新年金制度では、自身の権利として満額の年金を受給することができるよう設計されているため、これらはいずれも廃止される⁽⁸⁰⁾。このような配偶者の年金から派生する受給権や相続という考え方は、男性が働き、女性が家庭にいる時代の産物であり、既婚女性は彼女自身の権利としての年金受給権の取得が難しいという理由から導入されたものである。今日の女性の労働参加率の上昇と、家庭責任保護制度や育児・介護に係る国民保険クレジットの導入により、このような考え方は時代に合わなくなっている。現在では、受給開始年齢に達した女性の 75% は、自身の拠出実績に基づく満額の基礎年金を受給しているからである⁽⁸¹⁾。

6 適用除外制度の終了

一層型の年金制度の導入により国家第二年金は廃止され、この結果として、適用除外制度も

終了する。このため、すべての被用者は同額の標準の国民保険料を負担することになり、これまで減額された保険料を納めていた被用者の保険料は、今後 1.4% 分増加する⁽⁸²⁾。しかし、政府は、新年金制度の導入から最初の 20 年間に受給開始年齢に達した人たちの約 90% は、新年金制度の増額により、国民保険料における増加分と職域年金における減少分の両者を相殺できると説明している⁽⁸³⁾。

また、適用除外の終了は使用者にも影響を与える。適用除外を受けてきた職域年金を提供する使用者は、適用除外を受けていない使用者と同じく標準の国民保険料を負担しなければならない。このため、適用除外されていた被用者 1 人につき、国民保険料は 3.4% 分増加する。職域年金によっては、給付額を減額することで、国民保険料の増加分を調整することが可能である。しかし、その給付構造や規約によって給付額を変更できない職域年金も存在する。このため、新年金制度では、適用除外制度の終了により、使用者が提供する年金プランを変更することを可能にする措置を設けている。具体的には、運用率や掛金率の変更である。ただし、これらの変更は、使用者の国民保険料の増加分を相殺する範囲に限られている⁽⁸⁴⁾。

7 その他の給付の扱い

新年金制度では、カテゴリーC 年金、カテゴリーD 年金、高齢者加算も廃止される⁽⁸⁵⁾。カテゴリーC 年金は、もともと、基礎年金が導入された 1948 年に既に受給開始年齢に達しており、基礎年金の受給資格のない人たちに支給されていた。本来のカテゴリーC 年金の受給者は、

(79) *ibid.*, p.15.

(80) ただし、これらの年金を受ける者が、新年金制度実施前に受給開始年齢に達するかどうか、死亡した配偶者・シビルパートナーが新年金制度実施前に受給開始年齢に達していたかどうかなど、様々なケースに基づき経過措置が取られることになっている。*ibid.*, pp.15-18.

(81) *ibid.*

(82) *ibid.*, p.23.

(83) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(5), p.42.

(84) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(12), p.23.

今では生存していない。しかし、ごく少数のカテゴリーC年金が、遺族である配偶者等に支給されており（約20人程度）⁽⁸⁶⁾、これらの給付は2016年以降も継続される。

カテゴリーD年金は、80歳以上の高齢者に基礎年金満額の約60%を支給する無拠出制の給付である。2016年4月の新年金制度実施後に受給開始年齢に達する者には、もはや適用されない。しかし、実施前に受給開始年齢に達する者については、受給要件に合致する場合はなおカテゴリーD年金が適用されるため、これらの人たちが80歳に達する2033年までは存続する⁽⁸⁷⁾。

高齢者加算は、1971年に80歳以上のすべての受給者のために導入された。これは、基礎年金に週25ペンスを加算するもので、物価上昇率が高かった時代に高齢者へのサポートとして導入されたものである。高齢者加算は今日まで続いているが、新年金制度実施後に受給開始年齢に達する者から廃止される⁽⁸⁸⁾。

繰延べ受給制度については、新年金制度でも引き継がれる⁽⁸⁹⁾。現行制度では、繰延べによる増加率は、5週間ごとの繰延べにつき1%の割合である。新年金制度における増加率は政府アクチュアリー庁（Government Actuary's Department）の数値を参考に、実施日近くになって規則で定められるが、現行制度よりも低くならみられている⁽⁹⁰⁾。ちなみに、雇用年金省は、10週ごとに1%の増額率でモデル計算をして

いる⁽⁹¹⁾。また、制度の簡素化のため、一時金による支給は廃止される。現在の受給権者および新年金制度実施前に受給開始年齢に達する者は、たとえ新年金制度実施日を超えて繰り延べたとしても、現行ルールによる繰延べ受給が可能である⁽⁹²⁾。

8 受給開始年齢の改革

基礎年金が導入された1940年代から最近まで、受給開始年齢は女性が60歳、男性は65歳であった。イギリスにおける高齢者の平均余命の推移をみると、30年前の男性の65歳時の平均余命は14.5年であったが、今日、同年齢の男性の平均余命は21年であり、この間45%も増加している⁽⁹³⁾。また、将来の高齢者人口に対する現役世代人口の比率の変化をみると、現在は20～64歳の現役世代3.4人で65歳以上の高齢者1人を支えているが、2050年には現役世代2.2人で高齢者1人を支えることになる。このため、2005年の年金委員会の報告書⁽⁹⁴⁾では、受給開始年齢を平均余命の伸びに連動して引き上げることを進言した。

これまで、イギリスでは、受給開始年齢を引き上げる立法が3段階で行われてきた。まず、1995年年金法で、2010年から2020年にかけて、女性の受給開始年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げ、女性と男性の受給開始年齢を等しくする規定が設けられた。また、年金委員会の報告書を受けて、2007年年金法で、男女

(85) 現在、これらの給付を受けている者には継続される。また、新年金制度実施前に受給開始年齢に達した者にも受給資格があれば適用される。 *ibid.*, pp.19-20.

(86) *ibid.*

(87) カテゴリーD年金は、新年金制度実施直前の2016年4月5日までに受給開始年齢に達した者が80歳になる2033年4月5日までは適用され、その後も支給されるが、2033年4月6日以降に80歳に達した者には支給されない。 *ibid.*

(88) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(12), pp.19-20.

(89) Pensions Act 2014 (c.19), s.16(1).

(90) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(12), p.20.

(91) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(5), p.99.

(92) Department for Work & Pensions, *op.cit.*(12), p.20.

(93) *ibid.*, pp.26-27.

(94) The Pensions Commission, *op.cit.*(49)

とも 2024 年から 2 年間で 66 歳に引き上げる、2034 年から 2 年間で 67 歳に引き上げる、さらに 2044 年から 2 年間で 68 歳に引き上げることとした。2011 年年金法では、66 歳への受給開始年齢引上げのスケジュールを前倒しし、2020 年に 66 歳へ引き上げることになった。また、これを達成するため、女性の受給開始年齢の引上げスケジュールを早め、65 歳へ到達する期日を 2020 年から 2018 年に前倒しした。

しかし、このような受給開始年齢の引上げを実施しても、なお、受給開始年齢以上の高齢者の数は、2013 年における 1240 万人から、2035 年には 1560 万人に 26% 増加するとみられている。同時期、現役世代人口の伸びは、3950 万人から 4470 万人へと 13% の伸びに過ぎない。この受給開始年齢以上の高齢者人口の伸びは、一部は、第二次世界大戦後の 20 年間のベビーブームを反映したものであるが、この傾向はその後も続き、2060 年には 1800 万人を超えるとみられている⁽⁹⁵⁾。

このため、2014 年年金法では、受給開始年齢の 67 歳への引上げスケジュールを 8 年前倒しし、2026 年から 2028 年にかけて行うことと

なった⁽⁹⁶⁾。また、将来の受給開始年齢の引上げに関して、平均余命やその他の要因を検討した報告書を 2017 年 5 月 7 日までに出し、その後 6 年ごとに定期的に出すことにしている⁽⁹⁷⁾。表 5 は、1995 年年金法以来の受給開始年齢の改正の経緯をまとめたものである。

9 新年金制度のコスト

現行制度における公的年金のコストは、2012-13 年度において GDP の 7% である。雇用年金省の試算では、受給開始年齢の引上げを考慮しても、2060 年には GDP の 9% に上昇するとみられている⁽⁹⁸⁾。賦課方式⁽⁹⁹⁾の下では、現役世代の保険料はその親や祖父母世代の年金の原資となっている。公的年金制度におけるコストの増大は、同時代の現役世代の負担増、あるいは政府負債による後世代の負担増となる。これを避けるため、新年金制度は、全体として現行制度のコストを超えないよう設計されている。新年金制度には、現行の基礎年金の給付水準よりも高い給付水準を設定するなど、コストを増加させる要素もあるが、一方で、国家第二年金や貯蓄クレジットの廃止などのコストを削

表 5 受給開始年齢の引上げスケジュールの改正経緯

受給開始年齢	1995 年年金法	2007 年年金法	2011 年年金法	2014 年年金法
65 歳	2010～2020 年 (女性)		2010～2018 年 (女性)	
66 歳		2024～2026 年	2018～2020 年	
67 歳		2034～2036 年		2026～2028 年
68 歳		2044～2046 年		

(出典) Department for Work & Pensions, *Pensions Bill 2013: Information Pack for Peers*, November 2013, p.27. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/269318/pensions-bill-2013-information-pack.pdf> 等を基に筆者作成。

⁽⁹⁵⁾ Department for Work & Pensions, *op.cit.*(5), p.68.

⁽⁹⁶⁾ 受給開始年齢の引上げスケジュールの前倒しによる財政効果は、給付において 735 億ポンド (約 12 兆 6400 億円) の削減になるとみられている。また、労働期間の延長による所得税・保険料の収入が 110 億ポンド (約 1 兆 8900 億円) 増加するとみられている。Department for Work & Pensions, *Long term State Pension sustainability: increasing the State Pension age to 67: impact assessment*, November 2013, p.9. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/310746/pensions-act-ia-annex-b-state-pension-age.pdf>

⁽⁹⁷⁾ Pensions Act 2014 (c.19), s.27(1)-(3).

⁽⁹⁸⁾ Department for Work & Pensions, *op.cit.*(9), p.42.

⁽⁹⁹⁾ 年金給付に必要な原資を同時期の現役世代の保険料に求める財政方式。これに対して、給付に必要な原資を給付発生前に用意しておく積立方式、およびその中間的な修正積立方式・修正賦課方式がある。

減する要素や、適用除外制度の終了による保険料収入の増加の面も併せ持っている⁽¹⁰⁰⁾。

また、一層型の年金制度の導入の目的は、公的年金の給付水準を明確化することで、国民が高齢期に向けてのプランを立てやすくすることであり、公的年金のコストの削減に主目的を置いているわけでもない。このため、新年金制度のコストは、2040年代までは、現行制度が続いた場合のコストの見込みとほぼ同様であり、両者とも今日のGDPの約7%から2040年にはGDPの約8%に上昇する。しかし、その後は、現行制度に比べ、新年金制度のコストの増加率が緩やかになる。すなわち、現行制度が続いた場合は2060年には年金コストはGDPの9%に上昇するのに対して、新年金制度では8.4%に抑えられると推計されている⁽¹⁰¹⁾。この主な要因は、国家第二年金の廃止によるコスト削減である。

おわりに

2014年年金法による改革では、主に2つの効果が期待されている。その1つは、一層型の年金制度の導入により、現行制度の複雑性が取り除かれ、公的年金の給付額が明確化されるということである。今回の改革では、現行制度における拠出実績を新制度に置き換えるという手法を導入し、新制度への移行プロセスを早くし

た。2030年代半ばまでに受給開始年齢に達した人たちの80%以上が、新制度の満額年金を受給するとみられている。このため、多くの国民が高齢期の公的年金額を明確に認識し、職域年金自動加入制度の整備とあいまって、高齢期への準備を促すことができると期待されている。

2つ目の効果は、新年金制度は男女間の年金格差の解消を早めるということである。新年金制度の給付水準は、保証クレジットの最低所得保証の基本額、すなわち2014-15年度において週に148.35ポンド(約25,500円)のレベルを上回る水準に設定される。一方、現行の基礎年金額は週に113.10ポンド(約19,500円)である。このことは、育児や低賃金のため二階部分の国家付加年金を有しない、あるいは少ない女性にとって、新年金制度は現行制度よりも有利であることを意味する⁽¹⁰²⁾。さらに、歴史的にみて、男性よりも女性の給付額が低い所得比例年金が廃止されることで、現行制度が存続する場合と比べて、男女間の年金格差の是正時期を10年以上早めることができるとみられている⁽¹⁰³⁾。

しかし、一方で、現在の受給者、特に基礎年金のみのような最低所得保証に届かない額の受給者からは、失望の声も上がっている。彼らには、新年金制度のより有利な給付が適用されないからである⁽¹⁰⁴⁾。

(なかがわ ひであき)

⁽¹⁰⁰⁾ Lane Clark & Peacock LLP, *Our guide to the Pensions Act 2014*, May 2014, p.2. <<http://www.lcp.uk.com/media/791384/our-guide-to-the-pensions-act-2014.pdf>>

⁽¹⁰¹⁾ Department for Work & Pensions, *op.cit.*(9), p.42.

⁽¹⁰²⁾ 新年金制度の実施後10年間に受給開始年齢に達する約65万人の女性の年金額は、現行制度と比較して、平均で週に8ポンド(約1,400円)増えるとみられている。*ibid.*, p.24.

⁽¹⁰³⁾ 現行制度においても、国家第二年金における育児・介護によるクレジットの導入や、国家第二年金の定額化による男女間の格差の解消が図られている。これによる男女間の格差解消は2050年代になるとみられているが、新年金制度の導入によって格差解消は2040年代に早まるとみられている。Department for Work & Pensions, *Pensions Act 2014 Impact Assessment: Summary of Impacts*, May 2014, p.12. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/310896/pensions-act-ia--summary-of-impacts.pdf>

⁽¹⁰⁴⁾ Age UK, *Impact of the new single-tier State Pension*. <<http://www.ageuk.org.uk/money-matters/pensions/what-the-new-state-pension-reforms-mean-for-you/impact-of-the-new-single-tier-state-pension/>>